

佐藤安紘◎弁護士・NY州弁護士

子ども用椅子の商品形態の類似性と 応用美術の著作物性が否定された事例

[知的財産高等裁判所 令和6年9月25日判決 令和5年(ネ)第10111号]

1. 事件の概要

本件は、子ども用椅子TRIPP TRAPP（以下、原告製品）の著作権または独占的利用権を取得し製造販売等を行う原告ら（控訴人ら）が、被告（被控訴人）が子ども用椅子（以下、被告各製品）を製造販売等する行為は、①不正競争防止法2条1項1号の不正競争（他人の周知な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用等して、他人の商品または営業と混同させる行為）または同2号（他人の著名な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用等する行為）に該当する、②原告らの著作権またはその独占的利用権を侵害するなど主張して、被告に対し、被告各商品の製造販売等の差止めおよび損害賠償の支払い等を求めた事案です。

【原告製品】



【被告各製品】



本判決は、原告の各主張①②には、いずれも理由がないと判断しました。商品形態における特別顕著な特徴の考え方を示し、また、応用美術の著作物性に関する一般論を明示した点で、実

務上重要な意義がある判決です。

なお、原告製品と同一の製品（TRIPP TRAPP）について同一の争点が争われた別件訴訟（以下、別件訴訟）の判決として、知財高判H27.4.14があります。本判決は、応用美術の著作物性について、その別件訴訟とは異なる判断を示した点でも注目されます。

2. 前提事実

判決文によると、本件の前提事実は、次のとおりです。なお本判決は「控訴人ら」を「原告ら」、「被控訴人」を「被告」と定義しているため、本稿でもその例に従います。

（１）原告X1社は、昭和47年以降、当初はデザイナーAから、その後は原告X2社から、原告製品に係る著作権の独占的利用権を取得した。

原告製品は「TRIPP TRAPP」という製品名で販売されている子ども用椅子である。なお、原告製品は昭和47年にノルウェーで発売され、日本においては昭和49年ごろから現在に至るまで輸入販売されている。

原告製品は立体商標として査定され、令和6年1月12日、原告X1社を商標権者として、商標登録された。

（２）被告は、各種製品の製造販売等を行うことを業とする株式会社であり、被告各製品を製造販売している。

被告各製品は、遅くとも平成27年8月10日ごろから現在に至るまで販売されている。

（３）原告製品と同様に比較的高さのある子ども用椅子は、4本脚のものが多いものの、原告製品と同様に、左右一対の側木が床面から斜めに立ち上がり、側木と脚木がほぼL字の形状の2本脚であって、床面に水平に座面板と足置板が配置され、子どもの成長に応じて高さ調整可能なものも、被告各製品の販売が開始された遅くとも平成27年8月10日の時点で、一定数存在する。

（４）原告らは、原告製品について、特に、次の2点に形態的な特徴があると主張している。

①左右一対の側木（床から斜め上向きに平行に伸びる2本の棒状の部位）の2本脚であり、かつ、座面板および足置板が左右一対の側木の間に床面と平行に固定されている点（以下、特徴①などという。以下同じ）。

②左右方向から見て、側木が床面から斜めに立ち上がり、側木の下端が脚木（側木の下側端部から後ろ

方向に平行に伸びている2本の棒状の部位)の前方先端の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接していることによって、側木と脚木が約66度の鋭角によるほぼL字型の形状を形成している点。

これに対し、被告は特徴①および特徴②に加え、次の点も商品形態の特徴として重要であると主張している。

③側木の内側に形成された溝に沿って座面板等をはめ込み固定する点。

3. 争点

本稿で紹介する判示部分と関連する争点は、次のとおりです。

- (1) 原告製品の形態の特別顕著性
- (2) 原告製品の周知性
- (3) 商品形態の類否
- (4) 原告製品の著作物性

4. 裁判所の判断

(1) 特別顕著性

「商品の形態そのものであっても、客観的に他の同種商品とは異なる特別顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、その形態が、特定の事業者によって長期間、継続的独占的に使用されることにより、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、その形態を有する商品が当該特定の事業者の出所を表示するものとして需要者に周知になっていれば(周知性)、出所表示機能を備えるに至ることもあり、この場合には、当該商品の形態が不競法2条1項1号の『商品等表示』に該当する」

「原告製品全体の形態の特徴的要素は、(特徴①、特徴②及び特徴③)を

基本とし、……原告製品全体の形態において、特徴①から特徴③までを無駄のない直線的な形態として際立たせ、洗練されたシンプルでシャープな印象を与えるものとしていることが認められる。そして、このような子供用椅子の形態について、被告各製品の販売時点で原告製品以外に使用されていることを認めることはできない」

「したがって、原告製品全体の形態における特徴①から特徴③までは……、原告製品の日本における販売を開始した昭和49年頃から、被告各製品の販売時点までの間、他社の同種製品とは異なる特別顕著な特徴(以下「本件顕著な特徴」という。)となっていた……。他方、原告らの主張する本件形態的特徴(特徴①及び特徴②)のみでは本件顕著な特徴と認めるには足りない」

(2) 周知性

「原告製品は、昭和47年にノルウェーにおいて販売が開始され、世界累積販売台数が1400万台に上っており、日本においても、昭和49年頃から輸入販売され、現在に至るまで……多数の店舗で販売されて、平成2年度から令和2年度までに約110万台以上が販売されており、そのデザイン性の高さから……複数の受賞歴があり、イリノイ工科大学『現代の偉大なデザイン100選』(令和2年)にも選出され、世界各国の複数の美術館等にも収蔵されており、……多数の日本の雑誌にも掲載されたり、SNS等でも原告製品に関して多数投稿されたりしている。そして、原告製品の展示や広告、写真においても、……、少なくとも子供用椅子の購

入や実際の使用を検討する一般消費者が注目するであろう原告製品を俯瞰し得る展示や写真においては、本件顕著な特徴を確認することができる」

「したがって、原告製品の本件顕著な特徴は、……遅くとも平成27年8月10日時点で、……『周知』となっていたと認めるのが相当である」

(3) 類否

「被告各製品は、本件顕著な特徴を構成している特徴①から特徴③までとの対比において」特徴①と②を備えているが「原告らの商品等表示の特徴③を備えていない」。

「したがって、被告各製品は、本件顕著な特徴を備えていないから、取引の実情の下において、取引者、需要者が、両者の外観、称呼、又は觀念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるものということとはできない」

(4) 著作物性

「実用品の形状等に係る創作を我が国内においてどのように保護すべきかは、我が国の著作権法と意匠法のそれぞれの目的、性質、各権利内容等に照らし、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図るという見地から検討する必要がある」

「原告製品のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる

と解するのが相当である」

「本件顕著な特徴を備えた原告製品は、椅子の創作的表現として美感を起こさせるものではあっても、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分を有するということはできない。また、……専ら美的鑑賞目的で制作されたものと認めることもできない」

5. 考察

(1) 商品形態の商品等表示該当性

本件では、原告製品の形態が不正競争防止法2条1項1号に定める「商品等表示」に該当するか否かが争点になっています。

商品の形態は、本来その商品の機能や美感を考慮して設計されるものであり、その商品の出所を示すものではありません。もっとも、①商品の形態に他の商品には見られない独特の特徴があり、②商品の形態が需要者に広く知れ渡っている場合、その形態は当初の意味（機能や美感）を超えて、新たな意味（出所）を獲得します。実務では、このように新たな意味を獲得した商品形態も、「商品等表示」に該当すると判断されてきました。本判決もこの立場を踏襲しています。

実務上の課題は、商品形態のうち特別顕著性を有する部分の特定にあります。商品等表示はあらかじめ登録されるものではないため、事案ごとに請求者において特定が必要です。この際、特別顕著な特徴を最小限に絞ると、相手方製品の形態との差異が少なくなるため保護範囲が広がりますが、その分他の商品との差異がなくなり、ありふ

れた形態になる可能性が高まります（例えば、知財高判H24.12.26）。他方、特別顕著な特徴を数多く挙げると、独自性の高い形態として評価される可能性が高まるものの、今度は相手方製品の形態との差異が大きくなり、非侵害になる可能性が高まります。

紙幅の都合により上記4(1)では省略しましたが、本判決は、原告製品の個々の具体的構成ごとに他社の同種製品と異なる顕著な特徴があるか否かを詳細に認定判断しています。そのうえで、原告製品の特徴①～③を不可分に結合させた点に特別顕著性があるとなりました。特徴①②は他の同種商品にも見られる形態であったことから、特徴①②のみでは保護範囲が広くなりすぎ、特別顕著性を備えるとは認めがたかったと思われます。請求者は特別顕著な特徴を特定するにあたり、他社の同種商品の形態を精査したうえで、過不足なくその特徴を抽出することが求められるといえるでしょう。

(2) 応用美術の著作物性

原告製品のような実用目的で利用される美的な創作物の著作物性を巡っては、古くから見解の対立がありました。

従来の裁判例では、意匠法とのすみ分けを重視し、「純粹美術と同視し得る程度の美的創作性」が必要であるとか（大阪高判H17.7.28）、「実用目的に必要な構成として分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている

部分を把握できる」必要がある（知財高判H26.8.28）などとして、著作物性を限定的に認める立場が主流でした。この流れに一石を投じたのが、別件訴訟の知財高裁判決です。同判決は意匠法とのすみ分けを否定し、応用美術であっても他の著作物と同様に、創作者の個性が発揮されていれば著作物性が認められると判示しました。

本判決は、別件訴訟と同一の製品（TRIPP TRAPP）について、意匠法とのすみ分けを重視する従来の立場に立ち返り、著作物性を限定的に解釈する旨の一般論を示したうえで、原告製品の著作物性を否定しました。本判決が別件訴訟の判断枠組みを否定したことは、応用美術の著作物性について、意匠法による保護を原則とし、著作権法による保護を例外的に認めるという従来の実務を再確認したものとして、重要な意義を有します。

(3) その他

本件では、被告の行為が不法行為（民法709条）に該当するとの原告らの主張も退けられました。最判H23.12.8（北朝鮮映画事件）以降、知的財産法で保護されない行為について一般不法行為責任が成立するのは極めて限定的とされています。ただし最近では、楽譜制作を巡って高額の損害賠償責任を認めた例も報道されており（令和6年9月7日読売新聞朝刊）、その成立範囲を含め、今後の動向が注目されます。

さとう やすひろ

2009年弁護士登録後、企業間紛争および知財法務に従事。特に、技術やデザインと英語が関わる紛争および交渉を扱う。2013～14年Sughrue Mion PLLC（DC）およびKenyon & Kenyon LLP（NY）勤務。2020年KTS法律事務所共同設立。